

準中型・中型・大型・けん引免許取得促進助成事業について

会員が従業員に準中型、中型、大型、けん引免許を取得させる場合、助成を行います。

助成を希望する場合は、必ず免許取得前に協会へご相談下さい。

※4～7月中の諸手続きについて、事前に協会に相談があった場合は7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に免許取得に要した費用 ※令和3年2月26日までに交付申請から免許取得まで完了することが必要です。
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	<p>以下の金額を上限として、要した費用のうち会員が負担した費用の2分の1の額とします。</p> <p>○大型免許を取得する場合：15万円 ○中型免許又はけん引免許を取得する場合：10万円 ○準中型免許を取得する場合：新規4万円、限定解除2万5千円</p> <p>助成の対象となる免許取得の方法は（以下、準中型免許取得に係る助成を除く）、</p> <p>①教習所を卒業して免許を取得 ②教習所に通わず直接運転免許試験場で取得となります。</p> <p>ただし、本助成を受けるには協会が指定する安全運転研修を別途受講しなければいけません。</p> <p>* 教習所：道路交通法第99条により公安委員会から指定された自動車教習所 * 指定研修：協会が実施する運転者研修（お問合せ下さい） * 免許取得と指定研修受講の時期は、その前後は問いません。</p> <p>※準中型免許取得に係る助成については、別途お問合せ下さい。</p> <p>※同一従業員に対する助成回数は、1回のみとします。</p> <p>2種類の免許を同時に取得する場合は、上限額の多い方の額が適用されます（合算額ではありません）。</p> <p>※免許取得にかかる費用とは、教習所に入学し免許を取得する場合は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用（宿泊費、食事費等は対象外）となります。ただし、2回目以降の検定料と補習料金は除きます。直接、運転免許試験場で免許を取得する場合は、試験手数料（何度受験しても可）となります。</p> <p>※助成対象費用は、令和2年度内に支払ったもの（領収書日付が令和2年4月以降）に限ります。</p>
申請方法	必ず事前に協会へ助成適用の可否及び申請の流れ、申請様式等につきましてお問合せ下さい。
注意点	①免許取得費用は会員事業者が負担することが必要です。 ②人材育成の観点から、制度により免許を取得した従業員の方が免許取得2年後に退職等により在籍されていない場合は助成金を返還して頂きます。

令和2年度中型・大型・けん引免許取得促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

平成19年6月2日より改正施行された道路交通法において中型免許制度が新設されたことにより、中型・大型・けん引免許取得ドライバーの確保、若手ドライバーの雇用機会の減少、免許取得費用の増大といった問題が懸念されている。公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)は、会員事業所(以下「会員」という)が従業員に必要な免許を取得させた場合、要した費用の一部を助成し、会員の細分化した免許制度への対応及び人材育成への取組みを支援する。

2. 予算

8,000千円

3. 助成対象

教習所を卒業して免許を取得した場合や教習所に通わず直接運転免許試験場で取得した場合助成を行う。ただし、本助成を受けるには協会指定のドライバー研修を別途受講しなければならない。

*教習所：道路交通法第99条により公安委員会から指定された自動車教習所

*指定研修：協会が開催する貨物自動車ドライバー等安全運転研修

*免許取得と指定研修受講の時期は、その前後は問いません。

4. 助成交付額

助成金の額は、大型免許は150,000円、中型免許及びけん引免許は100,000円を上限に免許取得にかかる費用のうち会員が負担した費用の2分の1を助成する。なお、準中型免許取得にかかる助成については、全日本トラック協会の定めによるものとする。

*会費の滞納がないことを要件とする。

*同一従業員に対する助成回数は、1回のみとする。

2種類の免許を同時に取得する場合は、上限額の多い方の額を適用する(合算額ではない)。

*免許取得にかかる費用とは、教習所に入学し免許を取得する場合は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用(宿泊費、食事費等は対象外)とする。ただし、2回目以降の検定料と補習料金は除く。

直接、運転免許試験場で免許を取得する場合は、試験手数料(何度受験しても可)とする。

*含める事ができる費用は、令和2年度内に支払ったもの(領収書日付が令和2年4月以降)に限る。

*助成の対象となった免許取得者が取得後2年以内に退職した場合は、助成金の返納を求めます。

5. 実施期間

*令和2年4月1日～令和3年2月26日

*交付申請については12月18日までを、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 交付要綱

準中型・中型・大型・けん引免許取得促進助成金交付要綱を別に定める。

準中型・中型・大型・けん引免許取得助成金交付要綱

平成22年5月10日制 定
平成30年3月19日最終改正
公益社団法人長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者(以下「会員」という)がドライバー育成対策の一環として行う、従業員の大型、中型、けん引免許取得を支援するための助成金(以下「助成金」という)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号にところによる。

- (1) 「大型免許」とは、車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上等の自動車(大型自動車)を運転できる免許である。
- (2) 「中型免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満又は最大積載量4.5トン以上6.5トン未満等の自動車を運転できる免許である。
- (3) 「準中型免許」とは、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満又は最大積載量2トン以上4.5トン未満等の自動車を運転できる免許である。
- (4) 「けん引免許」とは、750kg以上の被けん引車をけん引する場合に必要な免許である。
- (5) 「協会指定の研修」とは、長崎県トラック協会が開催する運転者向け研修とする。

(助成対象)

第 3 条 当該年度の4月1日から翌年2月末日の間に、前条(1)、(2)、(4)に掲げる免許のいずれかを取得し別に定める助成要件を満たす従業員が在籍する会員を対象とする。
なお、助成対象となる免許取得者は、免許取得後2年以内に当該会員を離職しないことを同意した者に限る。また、同一従業員に対する助成回数は、1回のみとする。
2 ただし、会費の滞納がないことを要件とする。
3 前条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成金の金額及び上限額)

第 4 条 1人あたりの助成金額は、以下の金額を上限として、上記第2条(1)、(2)、(4)の対象免許のいずれかを所得するにあたって要した費用のうち会員が負担した費用の2分の1の額とする。

免許種別	1人あたり助成上限額
中型免許	100,000円
大型免許	150,000円
けん引免許	100,000円

- 2 会員1者あたりの上限について、別に定めるものとする。
- 3 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成対象費用)

第 5 条 助成対象費用は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用又は試験手数料とする。
2 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成申請受付期間)

第 6 条 助成の申請受付期間は、実施要領で定める。

(助成金交付申請)

第 7 条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、以下に掲げる書類を協会へ提出する。

(免許所得前)

- ①助成制度事前申請書（様式 1）
- ②誓約書及び在籍証明書（様式 2）
- ③運転免許証の写し
- ④その他協会が必要と定めるもの

(免許取得後)

- ①助成金請求書（様式 4）
- ②免許取得に関する証明（運転免許証の写し）
- ③教習機関等への費用支払領収書の写しなど支払いを証明できるもの
- ④協会指定研修の修了証の写し等受講が証明できるもの
- ⑤その他協会が必要と定めるもの

(免許取得後 2 年経過時)

- ①在籍証明書（様式 5）
- ②その他協会が必要と定めるもの

2 第 2 条（3）の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成金の交付決定通知)

第 8 条 協会は、会員からの助成金請求書及びその他必要な書類を受け付け、助成対象に適合すると認められた時は、交付決定通知書により会員に通知する。

(助成金の返納)

第 9 条 協会は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合及び助成の対象となった免許取得者が取得後 2 年以内に退職した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

2 第 2 条（3）の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(報告の義務)

第 10 条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならぬ。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

第 1 条 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

準中型・中型・大型・けん引免許取得促進助成金事前申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

申込者 (申請事業者)	会社名称				
	代表者の役職・氏名				
	会社住所	〒 -			
	担当者名			TEL:	FAX:
免許取得予定者	ふりがな 氏名		男 ・ 女	生年月日 昭和・平成 年 月 日 (才)	
	所属営業所		現在の職種 運転職・事務職・作業職・その他 ()		
	取得予定の免許種別	準中型（新規・限定解除）・中型・大型・けん引			
	免許取得の方法	<input type="checkbox"/> 運転免許試験場 <input type="checkbox"/> 公安委員会指定教習所（教習所名：）			
	指定研修会受講	年 月 ~ 日 受講：済・予定			

※添付書類：①誓約書及び在籍証明書（様式2） ②取得予定者の運転免許証の写し

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

R 2免取第 号

 交付決定（令和 年 月 日付）

※本助成金の交付を受けるには、免許取得後に実績報告書の提出が必要です。

 不交付決定（令和 年 月 日付）

公益社団法人 長崎県トラック協会（担当：

）

(様式2)

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

準中型・中型・大型・けん引免許取得助成制度誓約書及び在籍証明書

住 所

会社名

代表者

印

当社は、公益社団法人長崎県トラック協会の準中型・中型・大型・けん引免許取得助成制度に基づき助成を受けた当社従業員が免許取得の日から2年間を経過しないうちに退職した場合、及び提出した書類内容に虚偽の事実が判明した場合は、準中型・中型・大型・けん引免許取得助成金交付要綱第9条に基づきその者に係る助成金の全額を返還します。

また、本申請における下記免許取得予定者は当社に在職している貨物自動車運送事業の従事者であり、貨物自動車運送事業において必要な免許を取得するために本助成金申請を行っております。

記

1. 氏 名 :

2. 現 住 所 :

3. 生年月日 : 年 月 日

4. 入社年月日 : 年 月 日

5. 現在就いている職務内容（例：運転者、作業員）:

以上

令和2年度免許取得促進助成金実績報告書（助成金交付請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり請求します。

助成金請求額： 円

申請事業者

会社名称			
代表者の役職・氏名	印		
会社住所	〒 -	TEL :	FAX :
助成金振込先 ※ 下記に☑して下さい <input type="checkbox"/> 事前登録口座への振込を希望します <input type="checkbox"/> 以下の口座への振込を希望します			
銀行名: _____ 銀行・信金・信組 支店 (普通 ・ 当座) 口座番号: _____			
フリガナ 口座名義: _____			

免許取得者：			
承認番号	令和 年 月 日付 R2免取 第 号		
取得免許	免許種別： 準中型・中型・大型・けん引	免許取得日：	年 月 日
安全運転研修会受講日		年 月 ~ 日	

※添付書類：①取得者の運転免許証の写し ②領収書の写し ③安全運転研修会の修了証の写し ※国補助金等は別紙参考

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： 円)

※交付対象となった免許取得者が、本助成金による免許取得の日から起算して2年を経過するまでの期間に申請時事業者を離職した場合、及び申請事業者が協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の全部を返還して頂きます。

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会

R2免取第 号

決 裁	常勤理事	事務局	担当